

一般事業主行動計画（公表項目追加）

厚生労働省令による女性活躍推進法の制度改正に伴い「一般事業主行動計画」に公表項目を追加いたします。

■女性活躍推進法の制度改正に伴う追加公表項目

※わが社の男女の賃金の差異について（公表日：2024年1月18日）

区 分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	100.0%
正社員	100.0%
パート・有期社員	100.0%

- 対象期間 . . . ●2023 事業年度（2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日）
- 対象労働者 . . . ●正社員 : 全職員
●パート・有期社員 : 契約社員・嘱託社員・パート・アルバイトが該当
- 賃金の範囲 . . . ●通勤手当等を除く